

社会福祉法人やまゆり福祉会八王子美山学園障害者支援施設事業運営規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人やまゆり福祉会（以下「法人」という。）が開設する八王子美山学園（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会福祉を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定障害者支援施設事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、事業に係る利用定数及び管理運営に関する事項を定め、もって、事業所が利用者に対し適正な施設障害福祉サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して施設障害福祉サービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市区町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、前3項のほか、関係法令等を遵守する。

（事業用施設の名称等）

第3条 事業の用に供する施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人 やまゆり福祉会 八王子美山学園
- (2) 所在地 東京都八王子市美山町767番地2

（提供する施設障害福祉サービスの種類）

第4条 提供する施設障害福祉サービスは、次のとおりとする。

- (1) 施設入所支援事業
- (2) 生活介護事業

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（施設長）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス管理責任者 2名（常勤職員）
サービス管理責任者は、生活介護計画の作成に関するこを行なうほか、利用申込者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討、他の従業者に対する技術指導又は助言等を行う。
- (3) 生活支援員 41名以上（常勤又は非常勤職員）

- 生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。
- (4) 看護師 2名以上（常勤又は非常勤職員）
看護師は、利用者の日常生活上の健康管理に関するを行う。
- (5) 事務職員 2名以上（常勤職員）
事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。
- (6) 栄養士 1名（常勤職員）
栄養士は、利用者の栄養管理及び食事の献立に関するを行う。
- (7) 医師 1名（嘱託）
医師は、利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

（営業日及び営業時間等）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、原則として次のとおりとする。

- (1) 営業日
- ① 施設入所支援事業一毎日
 - ② 生活介護事業一月曜日から金曜日まで
- (2) 営業時間
- ① 施設入所支援事業一午後5時から翌日の午前9時まで
 - ② 生活介護事業一午前9時から午後5時まで

（利用定員）

第7条 事業の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 施設入所支援事業 80名
- (2) 生活介護事業 100名

（主たる対象者）

第8条 事業の主たる対象者とする障害の種類は、知的障害者とする。

（提供する施設障害福祉サービスの内容）

第9条 事業所が提供する施設障害福祉サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設入所支援事業
その施設に入所する障害者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行う。
- (2) 生活介護事業
常時介護を要する障害者に対して、主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産的活動の機会の提供を行う。

（生活介護事業に係る通常の事業の実施地域）

第10条 生活介護事業に係る通常の事業の実施地域は、ハ王子市の区域とする。

（支給決定を受けた障害者から受領する費用の額等）

- 第11条 事業所は、施設障害福祉サービスを提供した際は、利用者から、市区町村が定める負担上限月額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 事業所は、法定代理受領を行わない障害福祉サービスを提供した際は、利用者から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、事業所において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。
- (1) 食事の提供に要する費用として厚生労働大臣が定める額
 - (2) 創作的活動又は生産活動に係る材料費
 - (3) 日用品費
 - (4) その他事業所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 事業所は、前3項に係る費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。
- 5 事業所は、第3項に係る費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者の同意を得るものとする。

（利用にあたっての留意事項）

- 第12条 施設障害福祉サービスを利用するにあたって、利用者は他の利用者の権利を尊重し、多大な迷惑や害を及ぼすことを行ってはならないものとする。

（緊急時における対応）

- 第13条 従業者等は、施設障害福祉サービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

- 第14条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。
- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（苦情解決）

- 第15条 事業所は、提供した施設障害福祉サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、法人が別に定める苦情対応規程に則り、苦情を受付けるための窓口の設置等苦情解決にあたる。
- 2 事業所は、提供した施設障害福祉サービスに関し、法の定めるところにより、市区町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市区町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及

び利用者からの苦情に関して市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、法人が別に定める虐待防止対応規程に則り、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

（身体拘束等）

第17条 事業所は、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、法人が別に定める身体拘束対応規程に則り、慎重かつ客観的な判断のもと、家族等の同意を得たうえで、その条件と期間内においてのみ身体拘束等を行うことができるものとする。

（感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策）

第18条 事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、法が別に定める感染症対策指針に則り、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

（ハラスメントの対応）

第19条 事業所は、法人が別に定めるハラスメント防止規程に準じ、利用者等からのハラスメントに係る相談等に適切に対応するために必要な体制を整備する。

（事業継続計画の策定）

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また、非常時の体制下における業務の早期再開を図るための計画（事業継続計画）を策定し、従業者に対しその計画を周知するとともに、研修及び訓練を実施する。

（従業者研修）

第21条 事業所は、従業者等の資質向上を図るため、研修（障害者等の人権の擁護、虐待の防止、身体拘束の禁止、感染症の対策及びハラスメントの禁止等の内容を含む。）の機会を次とおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 継続研修 年10回

（秘密の保持）

第22条 利用者又はその家族等に関する個人情報及び秘密事項については、法人が別に定める個人情

報保護規程の定めるところによる。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から10年間保存しなければならない。

2 事業所は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整理し、当該業務が完結した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 個別支援計画
- (2) 具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 市区町村への通知に係る記録
- (4) 身体拘束等に係る記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。

2 社会福祉法人やまゆり福祉社会 知的障害者援護施設八王子美山学園 管理運営規程は、平成19年9月30日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。